

浜松市介護認定審査会運営要領

(設置)

介護認定審査会は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）、浜松市介護保険条例（平成12年条例第54号。以下「条例」という。）、浜松市介護保険条例施行規則（平成12年規則第68号。以下「規則」という。）の規定及びこの要領に定めるところにより次のとおり運営する。

(名称)

第1条 介護認定審査会の名称は、浜松市介護認定審査会（以下「審査会」という。）という。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市の求めに応じて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める事項に関し審査及び判定を行うものとする。（法第27条第4項）

- (1) 第1号被保険者 要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分
- (2) 第2号被保険者 要介護状態に該当すること、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。

2 審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、当該被保険者に関する前項に掲げる事項について審査及び判定を行い、その結果を市に通知するものとする。この場合において、審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市に意見を述べることができる。（法第27条第5項）

- (1) 当該被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項
- (2) 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス、法42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は法第48条第1項に規定する指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項

3 審査会は、第1項の審査及び判定をするに当たって必要があると認めるときは、当該被保険者、その家族、主治の医師その他の関係者の意見を聴くことができる。（法第27条第6項）

4 審査会は、40歳以上65歳未満の生活保護の被保護者については、被保険者とならない場合であっても、市の求めに応じて要介護認定の審査及び判定を行うことができる。

(審査会委員の定数)

第3条 審査会は、委員310人以内で組織する。（条例第2条）

(委員)

第4条 委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。（法第15条第2項）

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(施行令第6条第1項)

2 委員は、再任されることができる。(施行令第6条第2項)

(役員及び役員の職務)

第6条 審査会には、会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。(施行令第7条第1項)

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。(施行令第7条第2項)

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。(施行令第7条第3項)

4 会長は、あらかじめ各地区等(別表1)を統括する委員を幹事として若干名を指名することができる。

5 会長は、第2条に規定する審査及び判定について、市の求めがあったときは、当該審査及び判定を行う第10条に規定する合議体を指定するものとする。

(役員会)

第7条 役員会は、会長、職務代理人、幹事をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要に応じて召集する。

3 役員会は、会長が議長となり、審査会の運営に関する事項を協議し決定する。

4 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

(会議)

第8条 審査会は、会長が招集する。(施行令第8条第1項)

2 審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。(施行令第8条第2項)

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。(施行令第8条第3項)

(委任表決)

第9条 やむを得ない理由のため、審査会に出席できない委員は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(合議体)

第10条 審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体(以下「合議体」という。)で、審査及び判定の案件を取り扱う。(施行令第9条第1項)

2 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。(施行令第9条第2項)

3 合議体の会議は、審査会の長が招集する。

4 長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 合議体を構成する委員の定数は、5人とする。(条例施行規則第2条)

6 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。(施行令第9条第4項)

7 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。（施行令第9条第5項）

8 審査会において、別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって審査会の議決とする。（施行令第9条第6項）

（庶務）

第11条 審査会の庶務は、区長寿保険課において行う。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。ただし、平成13年3月31日以前に任命された審査会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

（施行令附則第2条）

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条及び第6条別表1の規定は平成19年4月1日から施行し、平成19年3月31日までについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表1(第6条関係)

地 区	中区、東区、西区、南区、北区、浜北区、天竜区
専 門 職	医療系、福祉系